



アウトリーチ人権講座 in 100 年ボンド

今回の人権講座も、自立支援施設 100 年ボンドさんでの開催となりました。好評につき連続で講座を開く運びとなりました。会場となっている「100 年ボンド」さんは、ココロの病や生きづらさを抱えた方々の自立を支援する施設で、隣接する農園で自然と触れ合うことのできる施設です。今回は、施設の方々のみならず、関係者の方や一般の方の参加もありました。

今回は、第 2 章の平和主義について学びました。会場では、日本国憲法の条文を配布し、第 9 条の逐条解説を行い、主権者として悩ましい課題に目を向けました。

条文を読み込むうえで注意した点は、「戦争放棄」はもちろんですが、さらに放棄した「武力の行使」と「武力による威嚇」が具体的に何を意味しているのかです。9 条の「武力」とは、戦争はもちろん、事実上の戦闘を遂行し得る実力を意味します。この事実上の戦闘が何を意味するのか、その点を掘り下げました。

改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）通称 PKO 協力法」が 2016 年に施行され、日本から遠く離れた他国の部隊や国連職員、NGOなどを助ける際に自衛隊員が武器を使用できるようにと、自衛隊員が安全確保業務（巡回、検問、警護）や「駆け付け警護」を担うことができるようにした条文が追加されています。これに伴い、自衛隊員の武器使用権限が拡大し、国連の活動において米軍や多国籍軍との連携ができるようになりました。ところで、ここからは仮の話ですが、万が一、米軍の安全を確保するために巡回していた隊員が戦闘に巻き込まれたとして、その戦闘は正当業務行為となるのでしょうか、その憲法上の課題を検討してみました。自衛隊員の武器（≡防衛装備）から銃弾が発射されたとして、国際的な武力紛争の一環として行われる戦闘の結果、人を殺傷し又は物を破壊する行為が行われてしまったとします。これは憲法と衝突します。この問題提起に対し、かつての答弁（193 回国会）でときの首相は、そもそも、「政府としては国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いが同法上の『武力紛争』に当たると解してきたところであり、当該『武力紛争』の一環として行われる『戦闘行為』は、『国家又は国家に準ずる組織の間で行われるもの』である。そのうえで、一般に、実力を用いた争いが『武力紛争』に該当するか否かについては、事案の態様、当事者及びその意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断すべきものと考えている」と述べて、結果として敵の誰かを殺傷したとしても、その敵が『国家又は国家に準ずる組織』に該当しないのであれば直ちに「武力紛争」や「戦闘行為」とは法的には認めないとの立場を明らかにしています。結果として、誰かの命を奪う武器の使用がなされたとしても、それが国対国の組織的な使用でない限り、それは厳密な意味での法的「戦闘」とは呼ばれず「武力の行使」には該当しないというのです。つまり、政府としては、敵兵の殺傷が直ちに「武力の行使」に該当するわけではないので、それが直ちに憲法問題に発展することはないと主張したのです。

日本国憲法第 99 条は、「天皇や摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定め、憲法が掲げた国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三大原則をはじめ、各条文に掲げられた憲法価値を尊重し擁護する義務を政府や国家に与えています。したがって、政府は、憲法に書かれた決まりには逆らえないこととなっています。とはいえ、現実は何子定規の通りとは行かないので、条文に書かれていることの意味を考えて理屈を立てて約束を破っていないと説明しなければならないわけです。それこそ、憲法に適合するような説明でなければなりません。その意味での約束を、政府が破ったことは一度もないのかもしれないかもしれません。これに対し、主権者は自らの自由なる意思にしたがい憲法の条文を読み、自由を保障する憲法規範に照らして国家の作用を監督する立場にあるといえます。さて、主権者の皆さんはどう考えますか。つづく。